

令和2年11月

上天草市農業委員会會議録

令和2年11月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和2年11月 上天草市農業委員会定例会会議録

令和2年11月10日
午後3時30分開会
上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第7 報告第1号 形状変更届について
- 日程第8 その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（10名）

会長 西岡 光雄	職務代理者 蓮田 治住	2番 松岡 健二郎	3番 山口 勝喜
4番 水野 美奈子	5番 木嶋 たか子	6番 磯田 清俊	7番 岩崎 國重
8番 源 義通	9番 松本 光義		

(事務局)

局長 徳弘 恵吾 主事 塩田 有沙 主事 池林 真斗 会計年度任用職員 山下 久美

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。（1名）

10番 森 和敏

開会 午後3時30分

1 開会

事務局（徳弘）

皆様こんにちは。ただいまから、令和2年11月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日は10名の委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、こんにちは。

一同

（こんにちは。）

議長（西岡）

本日は予定の都合で変則的な時間設定になりましたけれども、皆さん方には大変ご多忙の中に本日の11月の総会にご出席をいただきまして、ここに開催できることを厚く御礼を申し上げたいと思います。

本日は、農業委員、そしてまた最適化推進委員と合同の会議でございます。皆さん方とともに一緒にこうして会議をするのが本当の姿だろうと思いますけれども、やはり制約というものがございまして、年に数回、皆さん方と一緒に合同委員会ということでございます。

本日は、後ほど皆さん方もご承知のとおり、予定のほうも組んでおられますけれども、どうか慎重なるご審議をお願いいたしまして、開会をいたしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは、本日の議事録署名委員の指名を行います。5番、木嶋委員、6番、磯田委員、よろしくお願ひいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△△番、地目は畑、面積は4, 584m²です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北西の方向、約1.7kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田3, 791m²、畑1万6, 841m²、合計2万632m²、稼動力は2、農機具等は、トラクター1、耕耘機1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いましたが、取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から徒歩3分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギを栽培予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

はい、6番磯田が説明します。

申請者は専業農家の方で、主にタマネギを作つておられる方です。ずっと借りて作つておられたそうで、今回、売買でまとまつたということで申請されたようです。周りにも自分の畑がありまして、これも広い畑で、昨日もタマネギを数人の方が植えられておられました。よろしくご審議をお願いします。

議長（西岡）

はい、どうもありがとうございました。

畑の部分だけで4反あるんでしょうか。

- 6番（磯田） 煙のほかにもう少し山の根元のほうに荒れているところがありまして、ちょっと竹があります。
- 議長（西岡） タマネギ畑ばかりならあれは2、3反でしょうね。
- 6番（磯田） （画面で）家がある横の付近から竹が生えているところまであるということで、まだ荒れているところも少し残っているのでということでした。畑自体は2反以上ぐらい。
- 議長（西岡） 担当委員の説明、面積が4反半になっているので。
- 6番（磯田） 作付けできるところは2反以上あったというふうに思いました。周りに竹が少し生えています。
- 議長（西岡） 荒れ地も入っているんですね。
- 6番（磯田） はい。（画面の）右側のほうに小山みたいなのがあって、そこの右側と左側に荒れ地が少しあるみたいでした。昔はあの辺まで全部作ってあったそうですが、手がまわらなくて、だんだん竹が生えてきて手に負えなくなったそうです。
- 議長（西岡） 荒れているところはどうするのか。
- 6番（磯田） 個人的に重機を持っておられますので、機会があれば多分開墾されるんじゃないかと思います。重機を操作できるということで、ちょっとした段とか、荒れているところは自分でできるというふうにおっしゃっておられます。
- 議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま1番につきまして説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。
- （異議なし　の声あり）
- 議長（西岡） ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議長（西岡） 続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認につい

て。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町今泉地区字□□□△△△△番△、地目は畠、面積781m²です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約10kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は営農型太陽光発電の継続利用で、事業資金は、既に工事が完了しているためありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、おおむね10ha以上の中規模的に存在する第1種農地と判断します。なお、申請地は農振農用地区域内にある農地です。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区的排水同意書を確認しています。給排水計画については、太陽光発電設備については給水の必要はありませんが、下部の農地のショウガ栽培については、教良木土地改良区の水を使用し、排水については、雨水は側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、現状のまま利用するため特段対策はとらないとのことです。

補足説明といたしまして、申請地は平成28年11月に営農型太陽光発電施設として転用許可を行った農地で、今回の申請は更新ということで申請をしていただいております。本来3年ごとに更新をしなければならないのですが、申請人及び事務局が更新することを失念していたため、1年間更新されないまま現在に至っております。そのため顛末書を提出していただいております。今後は今月20日の常設審議委員会で審議を行う予定です。なお、農業会議及び県の担当課へ現状について事前に報告済みです。

次に、現在の作付け状況について説明いたします。営農作物はショウガ、ニラ、シイタケを作付けしております。収穫量の比較をする場合、地域の平均的な反収が存在しない作物であるため、自然条件に類似性のある多地域の平均的な反収と比較すると大きな差がありますが、農業が本業でないにもかかわらず真剣に取り組んでおられるので、収穫量のみでの不許可と判断するのは避けたいと考えております。先月現地確認を行った際に、あわせてシイタケ作付けの環境改善や当該農地の環境に適していると考えられる作物等の導入検討などの指導、助言を行っております。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

それでは担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源）

はい、議案2号の1番について席番8番の源から補足説明いたしますが、ただいま事務局から詳しい説明がありましたとおりです。ご覧のとおり画面を見てもらえば分かるかと思いますが、農業の形態はなされておりますので、ご認可をいただき

たいというふうに思います。いずれにしても上天草市で當農型は1件でありまして、ほかに影響を与える恐れがあるから、十分なる管理をしてくださいということは推進委員とともに常々言っているところでありますて、面目は果たしているかなあというところでございますので、よろしくお願いします。

議長（西岡）

私たちも現地確認をいたしましたけれども、やはり地元担当委員の指導のもとに、よく栽培はできていましたけれども、先ほど事務局から説明がありましたように1年間その申請を失念していたと。そういうことで、今から2年間にするのか3年間にするのか。今ちょっと三役で話をしましたけれども、1年間は過ぎているわけです。それで普通は再申請の場合は3年じゃないですか。でも1年過ぎて今から3年にするのか2年にするのか。残りでするのか、今からの再申請を受け付けて今から3年にするのか、皆さん方の御意見を伺いたいと思いますけれども。

8番（源）

それはもともと3年が最長期間だったわけでしょう。であれば私たちもうっかりしていたほうであるわけですが、残りの期間を認めていただいて、ということにしたほうが。

議長（西岡）

今から2年ということですね。するならば再申請の場合は3年で、今から3年にならなければいけないわけです。

3番（山口）

1年過ぎているからですね。

8番（源）

今後、例が出たとき、忘れていたなら2年でも3年でも4年でもいいんだな、という話になるといけない。

3番（山口）

それはいけません。

8番（源）

もともと去年していれば2作しかないですから、あと2年で今回は切って、その後また再申請をされたときは、条件が整えば3年はありますよというようなことでしていただいたほうがよいのではなかろうかと私は思います。

議長（西岡）

事務局のほうも検討、相談をされておられますので、県のほうはどういった意見だったでしょうか。

事務局（徳弘）

この期間に関する具体的なやり取りというのはしてはいないですけれども、事務局も設置者も失念をしていてということをお話して、毎年1回の県への報告というのがありますて、それをやり取りする中で、この更新という手続き、一応更新という言い方しますけれども、実質は4条の申請をしていただき直して継続していく

- 議長（西岡） ということになるんですけども、日付をさかのぼったりというのはやっぱりおかしくなるので、ちゃんとその確認をして申請書を受け取ったところからの継続ということです。お話しはいただきました。
- 事務局（徳弘） あとですね、今、3年とか2年とかお話しありましたけれども、通常と若干落ちるけれどもおおむね良好だと思われるときは3年、著しく育成がよろしくないんじゃないのとしたときは2年、例えば営農をやめてしまっているというときは1年とか、大まかな期間の定めというのはあります。更新に関してはですね。
- 議長（西岡） その作柄については、事務局も担当委員も先ほどの発言があったように、まあ良いということで、それには問題ないと思うわけです。ただ1年間の申請手続きがなかったことについてのそういう話を今しているわけです。
- 事務局（徳弘） そこに関しての明確な指導とかというのではないです。
- 議長（西岡） ならば今から3年でもよいというわけですね。
- 事務局（徳弘） はい。
- 議長（西岡） 源委員どうですか、今そういうことですが。
- 8番（源） そういうことで良いということであればそれはもう紛らわしいので、3年なら3年でよいのではないか。
- 9番（松本） 自分でしなくてはならないのか、それともこっちからいろいろ、更新期間がきているよということを言わなければならないのか、向こうからるべきなのか。
- 事務局（徳弘） これも一応原則ですけれども、下で営農をしているということで、一時転用という形になってまいります。となると、（一時転用期間の）基本は1年、理由がある場合は3年程度というのが確かあったかと思いますので、おおむね3年をめどに許可をすることになります。本来であれば3年過ぎるときにもう一回申請をしていただくべきものではあるんですけども、当然こっちも設置してあることは存じておりますので、お互い失念をしていたというのが今回の状況ではあります。
- 9番（松本） 結局3年でもよいという形の中で余裕があるとするならば、特別何か問題があるとするなら何か考えないといけないけど、今回はどうですか。
- 議長（西岡） 太陽光の再申請は県の審議会でもよく出てきますけれども、やはりその成育状態が悪い場合は、地元農業委員会がペナルティといえば悪いですが、2年にしますと

か、そういう申請をしてきてています。

しかし今回の場合は、やっぱり地元担当委員の説明のように成育状況も良いということで、それについては問題ないです。ただ1年間の申請をしていなかつたという部分だけが今、問題になっていて。

8番（源）

さっきもちょっと言いましたが、じゃあ故意に忘れていたと言って1年も2年も経って、忘れてれば何年でもよいのかと、悪意にも考えられると思う。だから私は残り2年でいいのではないかと。

9番（松本）

問題は、こっちからもう期限がきますということを通知しなければならないのならばまた違うけれど。やっぱり自分のことだから自分でないと、という部分であるとするならば、今、源委員の言われるようにならなければいけません。

議長（西岡）

それは利用権の設定も同じですよね。こっちは分からぬけど事務局から期限がきてますよ、ということで利用権の設定もしている。やっぱり太陽光でも、本当言えば事務局から、もうお宅の太陽光は3年間の期限がきますよ、もう一回申請してくださいというのが私は本筋だと思います。

8番（源）

事務局説明を聞いていれば、事務局もそういうことをするはずだった分を忘れていたかなあというようにもとれますか、どちらに責任があるのか今のところは曖昧でしょう。

1番（蓮田）

昨日の申請人の話では、ショウガは5kg採れて、シイタケは今立ってきているという話です。

議長（西岡）

その成育状況については何も問題はないんです。1年間の期間をどうするかの話です。

8番（源）

私は、設置者本人が3年ごとに再度申請をするということは当然設置者は分かっていたはずなので、忘れて怠っていたのだから残り2年で再度申請してくださいということは言いました。

議長（西岡）

それではどうしますか、今、源委員が言われるように、1年間失念していた分までいれて今後2年間ということで、それでいいですか。

（はい の声あり）

議長（西岡）

それでは、この再申請につきましては、許可期間はあと2年ということで承認い

ただきたいと思います。

3番（山口） 今、（画面の）ニラを見ていますが、販売の実績はあるのですか。

事務局（池林） 栽培した作物は全部自家消費ということです。

議長（西岡） 営農型太陽光については、相当どこでも問題はあってるらしいです。

3番（山口） 一応聞いてみました。

8番（源） 何日か前にテレビでたまたま見たのですが、水田の営農型です。コンバイン等がどんどん入っていっても触らないぐらい、高く設置してあります。その下に米を植えてありましたが、本当じゃないなあとテレビを見ていて思いました。

議長（西岡） それでは、今回の申請については2年間ということで、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡） それでは続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（池林） はい。議案第3号、番号1番です。議案は6ページになります。

申請人は、合志町の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□□□△△△△△番外1筆、地目は田、合計面積1,217m²です。申請場所は、図面1ページ③、詳細は6~7ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南東の方向、約1.7kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は太陽光発電施設の建設で、事業資金は土地購入費△△万円、土地造成費△△△万△△△△円、建築費△△△万△△△△円、合計△△△△万円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区的排水同意書並びに隣接住宅の同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は自然浸透し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、造成にかかる土砂の流出、堆積、崩壊はない

と考えますが、被害のないよう万全を期すとのことです。また、ガス、湧水、捨石及び粉塵等による付近の農業への影響はないとのことです。完成後もパネルの高さは1m程度で、傾斜をつけて支柱で支える構造なので、日照、通風等耕作への影響はありませんが、近隣農地への被害発生のないよう十分注意し、周辺農地等に被害が生じた場合及び生じる恐れがある場合は、事業者が責任を持って解決するとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（松岡）

はい。議案第3号の1番につきまして、推進委員、松岡が説明いたします。

ご覧のとおり耕作放棄地でありますて、私、草を切るように言っていましたけども境界だけ切っておられました。この土地は譲渡人の方から買ってくれという申し出があったという話がありました。もう土地を手放したいという気持ちを持っておられるようです。見てのとおり周りが全部耕作放棄地でありますて、将来的には全部周りは別の業者がソーラーにする予定だそうです。あとは別に問題ございません。以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい、議案第3号、番号2番です。議案は同じく6ページになります。

申請人は、姫戸町の法人です。申請地の物件表示は、松島町合津地区字□□△△△△番外1筆、地目は畑、合計面積569m²です。申請場所は、図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約8.7kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、事業資金は土地購入費△△△万円、土地造成費△△万円、合計△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないとと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区的排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排

水については、雨水は砂利敷きにて自然排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、大規模な造成工事の必要はなく、万が一被害が生じた場合は申請人が責任を持って対応することです。また、ガス、湧水、捨石及び粉塵等による付近の農業等への影響はなく、日照、通風、耕作等への影響は全くないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（松岡）

3号の2番について、2番の松岡が説明申し上げます。

昨日の現地確認ご苦労さまでございました。老人ホームの駐車場ということで、長年耕作放棄地で、一部周りに畠がありますが影響はないと思います。慎重審議よろしくお願いします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、3番、事務局から説明を願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第3号、番号3番です。議案は同じく6ページになります。

申請人は、松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津地区字□□□□△△△△番△、地目は田、面積7.23m²です。申請場所は、図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約9kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、事業資金は既に工事が完了しているためありません。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため、地区的排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は水路へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、造成は行わないため土地の流出等ではなく、近傍農地等への悪影響もないとのことです。

補足説明といたしまして、申請地は既に工事が完了しているため、顛末書を提出していただいております。説明は以上です。

- 議長（西岡） はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。
- 2番（松岡） はい。3号の3番について、2番の松岡が説明申し上げます。
現地は一部売買のときですね、申請漏れが発生いたしまして、今回始末書の提出されております。区長さんの署名ももらっておりますので、慎重審議よろしくお願ひします。
- 議長（西岡） ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。
- （異議なし　の声あり）
- 議長（西岡） ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、4番、事務局から説明を願いいたします。
- 事務局（池林） はい。議案第3号、番号4番です。議案は同じく6ページになります。
申請人は、天草市の法人です。申請地の物件表示は、松島町合津地区字□□□△△△△番△△、地目は田、面積220m²、同じく△△△△番△△、地目は畠、面積16m²、合計面積236m²です。申請場所は、図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約6.6kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、事業資金は工事費△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。
続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区的排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は申請地内に接する側溝に排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、隣接する土地へ土砂が流出しないよう土留め対策を行い、隣接する住宅に粉塵等が飛散しないよう留意するとともに、周辺住民への防音等にも配慮することです。
補足説明といたしまして、申請地は工事進捗の都合上、一週間ほど前から転用行為を行っていたため始末書を提出していただいております。説明は以上です。
- 議長（西岡） はい事務局、5番も関連案件でございますので、説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第3号、番号5番です。議案は7ページになります。

申請人は、番号4番と同じ天草市の法人です。申請地の物件表示は、松島町合津地区字□□□△△△△番△、地目は田、面積438m²です。申請場所は、図面1ページ⑦、詳細は14～15ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約6.6kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、事業資金は土地購入費△△△万△△△円、土地造成費△△万△△△円、合計△△△万△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区的排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は申請地に布設する側溝に排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、隣接する土地へ土砂が流出しないよう土留め対策を行い、隣接する住宅に粉塵等が飛散しないよう留意するとともに、周辺住民への防音等にも配慮することです。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。それでは、続きまして、4番、5番、一括して担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源）

はい、議案3号の4番と5番について、8番、源より説明申し上げます。

まず、4番ですが、先ほど説明ありましたように、既にほぼ駐車場になっているような状況です。事前着工ということで注意をしたわけですが、売り主が「工事をしてもいいですよ」と工事業者に直接言って、申請人は通さず工事業者が勝手に仕事をしたという状況です。図面で今、黄色い機械がいるところです。左側の石垣の高さで畠があったわけですが、昨日行ったときは既にその高さがなくなっていました。そういう状況です。

もう一方の△△△△番△△は、右の写真の一部です。そこも既に土砂で埋めています。前島の観光施設の駐車場にされるということで、この地区は開発されてもいいかなあと思っております。

それからもう1件、5番については、この図面の13ページ、右の三角にちょっと残っているところが△△△△番△です。これも見てもらえば分かるとおり、木が生えて農地の状態は呈しておりません。地主から駐車場の一環として買ってくださいということです。13ページの下のほう、こちらから市道を通って行かないとそこには行けませんので、ちょっと不便ですが、従業員等の駐車場にもなるということで今回の申請が出ております。よろしくお願ひいたします。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま4番、5番の説明が終わりましたけれども、皆さん方のご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡） ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡） 続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について。農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定するため審議を求めます。ということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田） はい。議案第4号農用地利用集積計画（案）、貸借権設定について説明します。議案は8ページから10ページになります。今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が3件、新規設定の計画が1件となっております。

はじめに、議案9ページ、番号1番から議案10ページ、番号3番の再設定の計画については、内容は議案のとおりで、利用目的、借地設定期間及び支払方法等については、前回の集積計画から変更等はありませんでした。

次に、新規設定の計画について説明いたします。議案10ページ、番号4番、土地の所在、大矢野町中字□□□、地番△△△△番外1筆、登記簿地目は畠2筆、合計面積は4,772m²です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人は大矢野町の法人です。利用目的は普通畠、借賃は10a当たり△万円です。設定期間は、令和2年11月20日から令和7年11月19日までの5年間です。

議長（西岡） ただいま農用地利用集積計画案の説明がございましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

3番（山口） この4番、何を作付けされますか。

事務局（塩田） ブルーベリー等を作付けされるそうです。○○○のレストランのほうで使われるブルーベリーを作られるそうです。

議長（西岡） それではほかにご意見ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

はい、ご異議ございませんので、原案どおり承認することに決定いたします。

報告第1号 農地形状変更届の受理について

議長（西岡）

続きまして、報告第1号農地形状変更届の受理について。次のとおり受理したことをお報告しますということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。報告第1号、番号1番です。議案は11ページになります。

届出人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津地区字□□□△△△△番△△外3筆、地目は田4筆、合計面積1,131m²です。今回の申請場所は、図面1ページ⑧、詳細は16～17ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約6.6kmのあたりに位置しています。届出理由は、隣接する農地に駐車場が新設され嵩上げされることに伴い、周囲より一段低くなる当該農地に雨水が溜まりやすくなり、農地として機能しなくなるため駐車場の新設に併せ嵩上げを行うそうです。

補足として、今回の駐車場新設に伴う嵩上げは、工事を行う法人の負担により行うことを契約されています。嵩上げ後は野菜等や観葉植物等を作付け予定とのことで、作付け開始予定は、令和3年4月からとのことです。また、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しています。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源）

報告第1号の1番について源から説明申し上げます。

今、事務局から説明がありましたとおり、画面の向こう側に見えるのが駐車場の建設地です。駐車場に転用される□□□地区で残った部分の水田であります。ご覧のとおり水が溜まるような状況になっております。工事業者から向こうと同じ高さまで嵩上げしてやりますという了解をとっているそうです。今まで農地としてちゃんと管理はしていましたので、今後もこのような状態をされると思います。よろしくお願いします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま1番につきまして、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、報告どおりといたします。

続きまして、2番、説明をお願いいたします。

- 事務局（塩田） はい。報告第1号、番号2番です。議案は11ページになります。
届出人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町今泉地区字□□△△△△番△、地目は田、面積は3,410m²です。今回の申請場所は、図面1ページ⑨、詳細は18~19ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約11.8kmのあたりに位置しています。届出理由は、当該農地は周囲より低く、雨水等により冠水するため、客土して果樹園として利用するそうです。客土後は柿や梅等を作付け予定とのことで、作付け開始予定は令和3年4月からのことです。また、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しております。説明は以上です。
- 議長（西岡） はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。
- 8番（源） 報告1号の2番について源が説明申し上げます。
画面をご覧のとおり、現在セイタカアワダチソウでいっぱいあります。景観がきれいなぐらいです。左側に川がありますが、川淵のコンクリートの高さまで嵩上げをして、畑状態にして果樹を栽培するということを聞いております。今まよりもいいかなあとと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
- 議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、ご質問ございませんか。
- （異議なし　の声あり）
- 議長（西岡） ご異議ございませんので、2番につきましても報告どおりといたします。
それでは、皆さん方の慎重なるご審議をいただきまして、本日の議事は全て終了いたしました。ご協力まことにありがとうございました。
続きまして、事務局のほうからその他で説明がございますので、よろしくお願ひいたします。
- （テープ終了）
- その他
- （最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午後4時30分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和2年11月10日

上天草市農業委員会 会長

西岡光雄

上天草市農業委員会 委員

木嶋たか子

上天草市農業委員会 委員

石黒田清俊